

担税力を考慮した公平な法人税へ

これでいいのか消費税課税

今日は法人税について、何が問題なのか、もっとよくできないのかといった制度的なことを、中小企業の目線でお話したいと思います。

まずは、法人税は税金全体の中でどういう位置付けにあるのか、最新の予算データ【講演資料P2】で確認しましょう。このグラフで一番目に留まるのは右側の所得課税ですね。所得税、個人住民税、個人事業税等という個人に係る所得税と、法人税、法人住民税、法人事業税等を合わせた所得課税が、52%くらいの税収のインパクトを持っています。ですから、かろうじてまだ所得課税中心主義は続いていますね。

ただ、消費課税のところを見ると、消費税と地方消費税は事実上セットとして全体の約25%。これが今、円安もあって物価の上昇に歯止めがかかる様子もないので、消費税の税率を上げなくても物価高と共に消費税収は自然に上がっていくでしょう。

そう考えると今後、この消費課税のところは個人の所得税のところの約30%を抜きそうです。税のあり方として、これでいいんですかということ、まず考えたほうがいいのではないかと思います。

増税が大嫌いな日本人

ここで皆さんに質問です。皆さんは減税

と増税とどちらが好きですか。（会場全員が減税に挙手）すごい、全員減税ですね。そう、日本人って減税大好きで、増税は大嫌いなんです。でも実は私は増税が好きなんです。世界的にも減税好きは少数派と言ってよいかもしれません。

もう少しお聞きします。消費税は所得に関係なく、8%と10%の2種類の税率があるというだけで一律です。一方で所得税は累進税率です。所得税の累進税率は、ご存知のように最低5%から最高45%まで定められており、現在の住民税一律10%と合わせて所得課税の最高税率は55%です。

これをどう考えるか、ということで今度改正するなら次のどれがいいですか。住民税の10%を除き所得税だけで30%/今のままの45%/60%/75%/90%。

会場で75%以上はいませんね。私は90%でいいと思っています。これは超過累進税率ですから、今の45%が適用されるのは年収4,000万円を超えた部分ですよ。仮に100億円を超えた部分は90%にしようとなっても、ほとんどの人は関係ないですよ。

所得税というのは平等で公平な税金です。しかも所得の再分配ができ、格差是正機能があります。格差を是正するためには、大きな担税力があるところにしっかり課税しないといけないのです。今はそれが

できていないから格差がどんどん広がってしまっているのです。

日本ではこの減税と増税というところは本当に誤解があるのですが、最高税率を上げて、その税収を福祉などに回して格差是正に繋がるようにしてと言うべきでしょう。消費税を下げてくださいというのはわかりますが、累進税率である所得税を下げてくださいというのは本来おかしいのです。

諸外国では、それがあがる程度浸透しているので、庶民は増税してくださいと言います。減税してくださいというのは富裕層なんです。

中心は平等な所得課税であるべき

所得税は大きな担税力のところには大きな負担をしてもらうという「垂直的公平」の考えに基づいています。でもそれだけではありません。例えば、今皆さんは全員20歳の学生として私だけ51歳の大学の教員とします。私を含めた全員が500万円の所得なら、税金は皆さんと私とどちらが高いでしょうか。

この質問を大学の授業ですると、みんな私のほうが税金が高いと思うのですが、答えは逆で税金は私の方が安いですよね。私に子供がいれば扶養控除してくれるし、病院に行けば医療費控除があります。社会保険料を払えば控除がありますし、保険に入れば生命保険料控除も、地震保険料控除もあります。色々大変なことがその人ごとに調整される所得税は、人にかかる税金が一番平等ですよね。

一方の消費課税というのは、払う人の事情は考慮できませんから。確かに所得課税と消費課税と資産課税という3つの分類をミックスしてやっていくことが必要ではありますが、中心はやはり平等な所得課税であるべきなのです。

内訳で他に言うと、税収的には相続税・贈与税はわずか2.3%しかなく、固定資産税はインパクトというよりも市町村の基幹税となっているため無視できないという意味合いの税金です。

内部留保570兆7428億円の衝撃

そして法人税です。【講演資料P2】で税収内訳で国税・地方税合わせて合計118兆4048億円の税収を目論んでいるうち、地方税も合わせた法人税は22%の割合で25兆円ほどの規模です。

では法人税は平等でしょうか。そもそも累進税率でなく、税率23.2%の一律です。ほんの一部、中小法人の所得額が年800万円までなら税率15%という部分だけ累進的ですが、これも中小法人の特例というだけです。

つまり法人税は公平ではないんですね。しかも法人には人的控除もありません。では、その法人税が所得課税というのは何なのか、どう考えるのかということが今日の問題意識です。

まず、日本企業の内部留保の推移【講演資料P3】を見てみましょう。直近の数字で570兆7428億円というすごい額です。1996年に150兆円だったのが、ずっと右肩上がり、ここ数年は最新データのたびに史上最高額になります。内部留保とは、イコール利益剰余金ですね。企業が利益を出して、法人税を払って、配当した後の残りです。その残りが570兆円もあるということで、従業員にも下請けにもきちんと還元すべきだとずっと言われてますよね。

データを見ると資本金10億円以上の大企業が多くを占める一方で、中小企業も結構あるように見えるかもしれませんが、それは見せかけです。日本の法人280万社の

うち99%は中小企業です。中堅・大企業とは100倍以上数が違い、このグラフの中小の箇所はいわば数の集まりです。一社ごとに見れば中小に内部留保など全然ありません。内部留保を持っているのは大企業という認識で問題ありませんので、こういうデータに騙されないようにしてください。

法人税率をめぐる不毛な国際競争

次に、日本の法人税率の現状【講演資料P4】です。法人税率は徐々に下がっていて、先に申し上げたように今23.2%ですね。そして年800万円以下の中小法人のみ軽減措置で15%です。

言うまでもありませんが、こうして法人税が下がる中で消費税は逆に上がってますからね。消費税開始の平成元年、法人税は40%の時代から段階的に下がり、逆に消費税は3%→5%→8%→10%と上がっているという、逆の減税と増税と言えると思いますが、どうしてここまで法人税を下げたのかということですね。平成27年から三段階続けて下げたのは安倍政権時です。アベノミクスの一貫として実効税率30%切りが至上命題だったのです。「実効税率」は、損金算入や地域の税率を踏まえて算出しており、法人にとってどの国が税金が優しか厳しいかを他国間で比較できます。それでどうなったかというのが【講演資料P5】です。これは財務省のホームページに出ている最新データで日本は29.74%。諸外国もみんな30%切っていて、ここ20年くらい下がり続けています。

要するに国際競争です。日本も競争力を高めようと実効税率を下げていった訳ですが、なぜそのために法人税率を下げなければならぬのでしょうか。

企業から見れば、法人税もコストです。

世界中で物を売る時には、やはりコストが安いほうが有利に活動ができます。その企業活動を応援するという形での国際競争で今こうなっています。法人税率を下げるのは、誰が考えてもあまり良くないことですが、みんな競争して下げているのです。

このきっかけはアイルランドで、47%だった法人税率を急に12.5%に下げて大企業を呼び込んだことで税収を大幅に増やしました。大企業に移転されてしまった国は、その分の税収を丸々失うことになるのです。そこから不毛な競争が始まってしまいました。この有害な税率競争はもうやめようと、2021年にOECDが「最低税率を15%に」という指針を出しましたが、それでも15%ですからね。

税率だけ比較しても仕方ない

この流れの中、日本は追いついたと思ったら他国はまだ下げるんですよね。すると、日本ももっと法人税率を下げていくのがいいのだろうかということを皆さんと考えてみたいわけです。

【講演資料P6】の表は財務省が2014年頃に突然公表した2010年のデータです。税額は「課税標準（課税ベース）×税率」で算出しますよね。掛け算ですから、例えば税率が高くても、課税ベースが小さければ税額は安くなります。逆もまた然りです。つまり、税率だけ比較しても仕方ないのです。

課税ベースとは課税物件（課税の対象）を数値化したもので、その大きさは各国で違います。企業会計上は費用なのに損金に算入できないものが大きければ、課税ベースは実際の利益よりも大きくなります。逆もありえます。この割合も、諸外国で違います。

資料内の黒い四角で囲まれたところが、各国の課税ベースの数値です。日本は約32%と、他の国々と比較して驚くほどの低さです。こうなっている大きな原因は「租税特別措置」です。この問題意識は持っていたきたいと思いますので、後ほどお話しします。

もう少し新しいデータ【講演資料P7】を見ましょう。縦のラインが税率です。平成26年当時の法人税率は、日本はアメリカの次に高かったんです。そして横軸の課税所得が企業所得に占める割合が課税ベースで、右に行くほど大きいです。すると法人にとって、法人税の負担が大きいのは、右上です。ですから日本は税率は確かに高いですが、課税ベースはほぼ後ろのほうですよ。例えば、一番右のCHL=チリは課税ベースが200%近いですから、税率は20%でも掛け算したら税金は日本より高くなりますよ。

そもそも、企業は税率だけで比較しませんよね。なのに何か単純な比較で税率引き下げ競争が起きてしまっているところに、日本が乗ってしまっているようにも見えるんですね。その辺をもっと冷静に考える必要がありますか、ということをお話いただけたいと思います。

儲けのない中小法人と 儲けている会社ばかりの大法人

ここから具体的な話に入りましょう。まず【講演資料P8】赤字法人の割合についてです。日本の法人は280万社、圧倒的に会社が多い国です。そして赤字法人の割合もとても高いです。かつては、私の感覚ではずっと全体の7割が恒常的に赤字だと言われていました。これが今はかなり改善されてきていて、令和3年の赤字割合は

61.7%とありますね。逆に言うと、法人税を払っている黒字の法人は全体の4割程度です。

次に【講演資料P9】規模別の法人数ですが、令和3年度で資本金1,000万円以下が全体の86.8%です。2006年の会社法施行以前は最低資本金制度というのがあって資本金1,000万円未満では株式会社を作れませんでした。そのため1,000万円が一つの区切りになっているのですが、ほとんどここが占めているんですね。そして中小法人と大法人の区分が1億円以下で、この12.4%と合わせると、中小の合計が99%を超えていますね。そして大企業は10億円以下が0.5%、10億円超が0.2%という規模感です。

それから【講演資料P10】所得階級別法人数ですが、黒字の法人は100万社（108万9,764社）しかありません。その内訳を見ると、100万円以下しか黒字がないのが25万社ぐらいなんですね。なお、欠損法人は175万6,918社、全体の約62%です。

では、この分類を中小法人と大法人に分けたらどうなるでしょう。

【講演資料P11】の左側、全体の99%を占める中小法人は当然、先程のものと同様分布ですね。問題は右側で、大法人の所得階級別法人数はほぼ逆転していて、所得10億円超の会社が一番多いです。左と右、ほとんど真逆ですね。

ここに中小と大法人の違いが決定的に出ています。儲けの多い会社が中小法人にはほとんどない一方で、大法人はものすごく儲かっている会社ばかりということです。

今度は金額ベースで見ていきます。【講演資料P12】は所得階級別合計所得。この金額自体はほとんど見る意味がありませんが、ポイントは所得の金額というのはほと

んど、大法人だけの儲けなのです。当然といえば当然ですが、この一番右側の緑色が突出していますね。資本金1億円超の大法人による10億円超の所得が、全体のほぼ全てを占めています。

【講演資料P13】は欠損金額です。比率では全体の62%が欠損法人ということでしたけど、金額で見ると逆ですね。欠損金は中小法人が4分の3以上を占めています。赤字は中小法人に偏っています。資本金1億円超の大法人は4分の1以下です。所得のプラスの部分はほとんど大法人の10億円超でしたが、マイナスはそこまで全体に影響を与えていません。そういう意味で、大法人は健全ではありますね。

それから、【講演資料P14】階級別の負担割合は、税金をどのくらい納めているかのデータです。全法人のほぼ99%を占める資本金1億円以下の中小法人が束になって納めている法人税額は、全体35.39%にしか過ぎません。それに対して一番下の資本金1億円を超える大法人の数は全体の0.59%ですが、約40%を占めているんですね。

もっとすごいのは、資本金100億円を超える法人数って全体の0.04%しかないんですよ。それでも数は1,000社あるんですが、なんとこの0.04%の法人が全体の法人税額で20%払ってくれているということです。

ですので、中小法人の法人税は税収のインパクトにはあまり影響しないと財務省の上のほうは認識しています。それでも税務署が税務調査をしているのは、ちゃんとやらないと不公平だからです。この中小法人にしっかり法人税払ってくださいというのは、根本的にちょっと違うのです。むしろ、日本社会を支えているのは中小法人と

言えるのですから、しっかり守っていかないといけないのです。

ナンセンスではない法人税の累進化

こうした現状を確認した上で、法人税制をどう変えていくべきなのか、右肩上がりでどんどん内部留保が積み上がるのをほっといていいのか、ということで、いくつか私なりの改革案を提示します。

【講演資料P15】まず一つは、法人税を所得税のように超過累進税率にできないかということですね。ただ、少しやりづらいです。法人擬制説と法人実在説という考え方がありまして、日本は法人擬制説です。これは法律上、法人は人ですが、実態は人の集まりで実在せず所得は株主のものというものです。すると、所得がどうであれ所得税率に関係ないという比例税率という考えなんですね。配当は法人税との二重課税を避けるため、原則益金不算入と調整しています。

それに対して法人実在説という考え方では、法人は担税力を担っている実在する存在です。こちらは、法人固有の税として二重課税調整も不要で、超過累進税率もできるということになります。

どちらの考え方もありますが、世界的なスタンダードは法人擬制説です。ですが、かつてアメリカは超過累進税率をやっていましたし、韓国もやっています【講演資料P16～P17】。ですからナンセンスという訳でもなく、日本もやろうと思えばできるのではないかと、ということです。

累進化で3兆2,000億円の増収に

その上で、【講演資料P18】日本の法人税に超過累進税率を入れたらどうなるでしょう。今日の資料のデータは基本的に、国

税庁が出している会社標本調査から数字を持ってきていますが、試しに①所得1,000万円以下を税率15%、②所得1,000万円超10億円以下を今の基本税率にそろえて23.2%。③所得10億円超は33.2%に上げて計算してみました。

この一つの特徴として、この1,000万円以下の15%は大法人にも適用されます。中小だけの特例にせず、大法人でも儲かってないところは15%を認めて、その代わりに10億円を超えた時の高い税率は負担してくださいねという、まさに垂直的公平の考え方です。

単純な三段階ですが、結果はどうなるでしょう。税金は①で3,329億2,900万円、②が4兆8,181億2,600万円、③が11兆2,861億1,900万円ということで、合計した税金は16兆4,371億7,500万円になります。この年の実際の法人税の税金が13兆2,000億円でしたので、累進化すると3兆2,000億円ほど増収になります。

この累進化による増収の規模感は、6月から始まる定額減税で1人4万円を配って3兆2,000億円という減収分に相当する感じですね。また、消費税であれば数%分になりますから、相当すごい増収になると思います。

それから大事なのは、試算した16兆4,000億円のうち、11兆3,000億円が③所得10億円を超える部分です。ここが法人税の税金の全体の7割を占めることになります。それだけ担税力があり、しかも内部留保もある訳ですから、私はそれでいいと思います。そして、それによって相対的に中小法人が守られることになります。

あくまでも一つの試算ですが、良い数字が出ましたし、このようなことも考えてみたらどうでしょうか。

一部企業に恩恵が偏っている 租税特別措置

最後にもう一つ、「租税特別措置」をいい加減にしませんかという話です。令和4年度の租税特別措置による法人税の減収額が2兆3015億円で、史上最高になったと報道もありました。

【講演資料P19】で種類ごとの適用を見ると、実は一番大きいのは税率の特例です。これは黒字の中小法人が適用されているので無視して構いません。問題はそれ以外で大法人も使うもの。中でもこの優遇措置で使っている法人が少なく金額の大きいものを問題視すべきです。

例えば税額控除で研究費などは偏りすぎているものがあります。【講演資料P20】は国会に提出されたデータですが、「一般試験研究費の額にかかる税額控除」というのを見ると、令和4年度の適用が8,014件で7,255億円の控除がされています。線で囲った枠のところです。8,000社が使っているのに7,255億円のうち上位10社だけで1,849億円、その割合が25.5%です。7,255億円の4分の1を、わずか10社で使っているのです。

だから、こういうのは特定企業への隠れた補助金って言われますよね。これを認めることで自民党政権は企業献金を受けてきた訳です。もうそういう矛盾はやめようと、民主党政権時に財務副大臣だった峰崎さんが頑張って租特透明化法を作りました。あの法律がないとこういうのは出てきませんから。峰崎さんは、会社名と金額も出すべきだと進めたんですが、そこはだめでしたね。

朝日新聞の記事では、合理的な推測でトヨタ自動車を一社挙げていましたが、トヨタ自動車という会社は、もうとてつもない

租税特別措置を受けてますね。それだけの規模だから課税ベースが小さくなっているのです。

税率だけでなく、こういう不健全な租税特別措置を見直して本当に守るべきものを守る、あるいは奨励すべき事業を支えないといけないのです。租税特別措置には政策目的がある訳ですが、実際これだけ利用されたことによって、本当にその政策がうま

くいっているのかという検証は全くなされていないのが実情です。

貴重な法人税の税収がこれだけ食われているのですから、しっかり検証することによって、法人税はいいものになっていくのではないかということをお願いしておきます。【講演資料P21】に今日のまとめを掲載していますのでご覧ください。ご清聴ありがとうございました。

[質疑応答]

Q. 税金の内訳で国税・地方税の合計118兆4048億円の税収のうち、22%の法人税は25兆円くらいとありましたが、それが納められる前の全売上が幾らで、また個人は29.8%、1.5倍なら30兆円少々あるんでしょうけど、こちらも収める前は幾らというのは何かわかるものはないでしょうか。それがもし法人の売上のほうが遥かに高ければ本当に少ないなとわかるのですが。その辺どうですか。

A. それは合理的に推測できるのではないかと思っております、先ほど述べたように、所得税は最高税率を上げてても大した税収増につながらないんです。やはり富裕層の数は少ないんです。少ないというか、アメリカやイギリスを見れば明らかで、富裕層の人数はそんなに増えないのですが、彼らが持っているお金はどんどん増えるのです。でもその分、貧困層ができて格差が広がっていき、日本も今その傾向があります。人数が少ないので最高税率を上げてても増収にはならないと言われております。

一方で、法人税はさっき見たように、超過累進税率にして高いところに課税すると税収がどんと上がってしまうわけですね。それを考えれば法人税のほうが大きいでしょう。

あと所得税は、人数が圧倒的に多いです。280万法人どころじゃないですね、数千万人です。でも税金を払ってない人もそこそこいますし、圧倒的に多くの人たちの納税額は低いですよ。なので、あまり比較の対象にならないかなと思います。

.....

Q. 税率をあまり上げてしまうと日本から法人がなくなるということはありますか。30%で手を上げていた人は、そういう点で挙手した人も多かったのではと思いますが。

A. EUの場合、今ユーロで統一で、もう関税もほとんどかかりません。だからアイルランドという国が12.5%にしたり、引

き下げ競争によって本店所在地を移してしまふところも出てるのですが、日本にある会社はそういうのどうですかね。いなくなるとか考えるとことを理由に、やらない理屈にするんですけど。法人は課税ベースも考えますよね、当然。それは個人でも。

あるいは、この島国の日本に実際に本店所在地を置いて商売しているところが、この税金の問題で海外に本当に行くのかどうか。そこは正直私はよくわかりませんが、でも今サービス業がすごく増えていますから、そういうのはあまり上げ過ぎるとあり得るかもしれませんね。

.....

Q. 中小企業を保護するというのは、税金を移転するのか、あるいは社会保険の会社負担分を軽減するとかあるかと思います。今日は法人税のお話でしたので少し違ふかもしれませんが、その辺をどう考えるでしょうか。

A. まず個人の所得税は本当に公平な税金で、人的控除、色々な諸控除で個人の事情も考慮してくれます。法人の場合はそこまでは必要ないと思っているので、とりあえず超過累進税率で。すると結果的に低いほうの税率はほとんどの中小企業が対象となるので、考慮するといった考え方がより顕著になるでしょう。そして、数少ない大企業がほとんどの法人税を負担していることへの反論として、中小法人というのは保護の対象なんですという文脈でご説明しました。

あと社会保険については、良いご質問で、確かに中小法人にとって一番きついのは社会保険料ですね。社会保険料の問題って法人の負担という観点でほとんど議論されませんね。ただ、社会保険料って個人も

大変で、給与明細見ると所得税より社会保険料が前に出ます。破綻している社会保険に払っているんですから、その財源はどうするといった議論になりますね、個人に関しては。

民間税調でもよく議論して意見がわかれたのですが、特に年金制度はもはや一旦リセットしかないのではないのでしょうか。リセットが難しいのは、みんな保険料払ってしまっているからですが、リセットしてる国もあるんです。国民年金なんて、全員同じ金額の毎月1万6000円とかって、あらゆる負担の中で一番不公平だと思います。結果的にみんな大変なんですから、「もう無理なので」と国民全員にうまく説明して新しい制度に切り替えない限りどうにもならないでしょうね。

.....

Q. 過去30年間にわたって世界と日本を含めて、法人税率の引下げ競争は続けられてきたと理解したのですが、この流れはいつ収束するのかと思っています。これが1点目です。

2点目は、昨年12月に発表された与党税制改正大綱を見て驚いたのですが、中長期を念頭に、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要と明記されていましたが、日本もその方向に行くとは理解していいのでしょうか。

A. まず法人税率の引き下げ競争は、一応OECDで法人税の国際的な最低税率を15%としました。悪い手ではないでしょうが、ならば15%まで下げていいのでしょうか。私の考えはここまで申し上げたように逆で、収束には懐疑的です。

今の世界情勢を見ても言うことを聞かない国がたくさんある中で、世界で同じ目標

に向かうために歯止めをかけるというのは相当難しいでしょう。国の専権に外から口を挟むなという傾向が如実ですし、アイルランドも最初はそう言いましたからね。でもそんなことでは、レーストゥザボトムで最後ゼロになるんですよ。

2点目は防衛費の絡みでしょう。今、台湾が緊張関係になってしまっているから防衛費上げなければいけないっていうので、上げることだけ決めて財源を決めてないから、何とか財源を示すという中で出てきた話でしょう。消費税を上げるとは大綱には書けませんからね。本音じゃないと思いますね。法人って一応投票権がないので、そういう時に使われやすいのです。そのような、実際にはやらないという構図の類かと私は考えています。

.....

Q. 特に北欧など、高負担で高福祉の国がありますよね。そんな国はどうかかなと調べてみたら、やはり法人税は20%ぐらいです。そうした国での考え方というのはどういう感じになっているのでしょうか。

A. 北欧のスウェーデンとかデンマークとかハンガリーとか、税収の柱は圧倒的に付

加価値税だと思います。25%ですから税率が。あの辺りが今日の減税と増税どっちが好きかって質問に、みんな増税に手を挙げる国々なんです。付加価値税で賄えるので社会保障サービスは充実してますよね。そのためにみんな税金払ってるので。

この付加価値税で対応できているので、法人税についての考え方としては、さっきの法人税の規制の考えに徹底して20%ほどなのでしょう。EU内で競争は激しいですが、付加価値税に依存して割り切ってるんです。付加価値税は冒頭の話でいうとそんなに公平な税ではありませんが、やはり社会保障と完全に紐付いていれば公平なんですよ。

日本はそこが全然紐付いてないので、消費税の税率を上げたからって社会保障費が下がったりもしません。消費税法には社会保障財源と書いてますが、特定財源ではないので、何に使われているかわからないんですよ。正直にやはりうらやましいですよ。小さい国だからできるんです。1億2千万のこんな大きな政府になってしまって、しかも年金制度がこんなになってしまっている国では、うらやましいというぐらいいしか参考にならないのではないかなと思います。

